

令和5年度（運動・文化）部活動の方針

目標

- (1) 心技体の充実
 - 時を守り … 信頼される私
 - ・開始5分前には姿勢を正し、心を清め、開始を待つ
 - 場を清め … 人のために
 - ・【5K】を大切にす。気づく、心を磨く、謙虚になる、感動、感謝の心
 - 礼をただす… 心を開く
 - ・誰に対しても、大きな声で、気持ちのよい挨拶
- (2) 技能の向上、勝利への努力、作品の向上
- (3) 体力の向上

本校の運営方針

- (1) 入部について
 - 新入生の部活動への入部に当たっては入部説明会（4月7日）を行い、教育的意義を踏まえて説明をした上での希望加入とする。
 - 年度当初に2、3年の部活継続希望者は部活動継続届を担任に提出する（4月7日朝まで）。
 - 1年生の入部希望者は部活動発足会前に入部届を担任に提出する（5月1日まで）。
- (2) 退部・転部について
 - 生徒の実態に応じて、退部や転部を認める。
 - ※転部・退部後の生徒本人の予想される状況や可能性について、本人はもとより保護者、学級担任、顧問で十分に話し合いを行う。
 - 退部届を顧問→学級担任の順に提出する。

	期 間	活 動 時 間	完 全 下 校
放 課 後	4月	学活終了後～17:45→18:00	18:00→18:15
	5月	学活終了後～18:00→18:15	18:15→18:30
	6月	学活終了後～18:15	18:30
	7月	学活終了後～18:15	18:30
	8月	学活終了後～18:15→18:00	18:30→18:15
	9月	学活終了後～18:00→17:15	18:15→17:30
	10月	学活終了後～17:15→(実質活動なし)	17:30→16:30
	11～1月	(実質活動なし)	16:30
	2月	学活終了後～(実質活動なし)→17:15	16:30→17:15
3月	学活終了後～17:00→17:15	17:15→17:30	

- (3) 活動時間について
 - ①1日の活動時間は長くても平日は2時間程度、学校の休業日は3時間を限度とする。
 - ②年間を通して、朝部活と水曜日の放課後は活動を行わない。
 - ③テスト3日前より部活動なしとする。
 - ④テスト前後3日以内に中体連主催の大会が入った場合には、学校長の許可、保護者の同意を得て、希望する生徒のみ参加する。

⑤完全下校時刻には、昇降口で部長会が下校の呼びかけを行う。顧問も活動場所から一緒に昇降口へ移動し、下校指導を行う。

⑥完全下校時刻は夕暮れの状況を見て、学校長が判断する。（上表：完全下校の目安）

（４）その他

①活動前に荷物は活動場所へ移動する。教室には置かない。（活動後は教室に戻らない）

②活動時の服装は、その活動に合ったもので行う。

③懇談会・家庭訪問・放課後の小会議等が行われ顧問が不在の場合は、顧問の事前指導の下、安全面を配慮した練習内容にする。顧問不在となる部には、巡視計画立て、分担して対応する。

3 活動計画について

（１）顧問は年間計画を作成し、学校長の決裁を受ける。

（２）毎月の活動計画の作成

①顧問は、毎月の活動計画を作成し、回議し、学校長の決裁を受けた上で、部員に配布する。

②顧問は毎月の活動計画を職員室連絡黒板下のファイルに綴じる。

③全部活の活動状況を全職員が確認できるように部活動の活動一覧表に必ず記入する。
記入のない部活は活動を行うことはできない。

④長期休業中の活動は、休業期間の平日の2分の1を限度とする。長期休業中の活動予定について、各部ごとに作成し、配布する。

（３）活動中の指導はもとより、活動終了後の用具の後片付け、戸締まり確認、下校指導を行う。

（４）顧問は副顧問と協力し、学校で認められている外部指導者（資料参照）との連携も大切に活動する。

（５）必要に応じて顧問会、部長会を開催し、活動について確認していく。

（６）二つの部を兼務している職員や、水泳等に引率する職員もいるが、できる限り顧問と同じように活動に参加する。（顧問が出張などで不在の場合、活動が無しになってしまうことがないようにする）

4 休日の活動について

（１）土・日の部活動は、どちらか一日で行うことを原則とする。時間は3時間を限度とする。大会、練習試合などについてはこの限りではない。なお土日両日活動した場合は、他の週末の土日を休養とする。

（２）大会、練習試合などについては出張扱いとなるため、事前に学校長の許可を得る。

（３）学校以外で活動を行う場合の交通手段は各家庭での引率、家庭同士相談して乗合、スクールバスの利用、公共交通機関での移動等が考えられるが、部ごとに保護者との連絡を密にして行う。

※休日にスクールバスを利用する場合は教育計画のスクールバスの利用を参照。

（４）運動着または部で定められたウェア、制服で参加する。

自転車を利用する場合には、必ずヘルメットを着用し、自転車通学のルールに従う。

冬季の積雪により自転車通学中止の場合は使用しない。

（５）休業日および長期休業中に活動する場合、顧問はスクールバス他、交通機関の時刻を配慮して計画する。

5 延長部活動について(冬期間の練習を確保するために学校長が認める活動)

- (1) 秋冬期(10月～3月)からは特に完全下校までの部活動の時間が短くなるので、学校長の許可、生徒・保護者からの同意(同意書)を得て、延長部活動を認める。その場合、部員の意思を確認し、保護者の同意が得られない生徒や参加意志がない生徒は、延長部活には参加しない。
- (2) 活動時間は最大18:15までとし、18:30には下校する。顧問は下校を必ず見届ける。
- (3) 週2回以内で計画を立て、延長部活動によって提出物が出ない、授業中に居眠りをしてしまうなど、生活態度に支障が出た場合は参加させない。
- (4) 活動場所の消灯・施錠は顧問が行い、学校当番に迷惑をかけない。
- (5) 生徒だけの活動はさせず、必ず顧問が立ち会う。

6 部長会について

- (1) 部活動への意欲や規範意識が高められるように、定期的に部長会を行う。
- (2) 部活動発足会や部活動説明会等、部活動に関わる集会の運営を行う。
- (3) 部活動終了時に昇降口で下校の呼びかけを行う。

7 外部指導者について

- (1) 各顧問が外部指導者に連絡を取り、4月に外部指導者委嘱の会を設ける。
- (2) その会の中で、学校長より出される外部指導者に関する要項の読み合わせを行い、同意していただいた方には学校長より委嘱状を渡す。

8 部活動の設立と廃部について

- (1) 生徒数が減少傾向にあり、職員数にも限りがあるため新たに部の設立は行わない。
- (2) 廃部については、検討委員会を立ち上げ、職員・保護者等と検討し決定していく。

指導体制の工夫

- ・部活動指導員の増員を市教委にお願いしている。本年度も3名の部活動指導員を配置していただいたので、部員が専門的な指導を受けることができる。平日、休日の顧問の負担が大幅に軽減できる。
- ・専門的な指導ができる外部指導者を設け、顧問への負担を軽減する。専門外の顧問がいるので精神的な負担も大幅に軽減できる。外部指導者の委任は学校長が行う。

その他

- ・保護者、地域へはホームページに掲載して公表する。
- ・5月15日～19日の部活動参観や19日の部活動懇談会で、学校長から保護者に説明したり、各担当職員から部ごとに説明したりする。